

# 令和2年度 広島市介護サービス事業者集団指導研修 【業務管理体制の整備等について】

令和3年3月9日

令和3年3月10日

1

広島市健康福祉局高齢福祉部  
介護保険課 事業者指導係

# 目次

- ▶ 制度の概要（3ページ～4ページ）
  - ・ 制度の根拠法令等
  - ・ 業務管理体制の整備の基準
- ▶ 届出（5ページ～6ページ）
  - ・ 届出様式及び提出期限
  - ・ 業務管理体制の整備に関する事項の届出先
- ▶ 検査（7ページ～9ページ）
  - ・ 検査の概要
  - ・ 一般検査
  - ・ 特別検査
- ▶ その他（10ページ～11ページ）
  - ・ 提出先
  - ・ ホームページでの公表

# 制度の根拠法令等

## 【根拠法令】

介護保険法第115条の32

介護保険法施行規則第140条の39

## 【目的】

- ・事業者による法令順守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するため。
- ・利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため。

## 【方法】

- ・ 事業者に対し、業務管理体制の整備を義務づけるもの。

# 業務管理体制の整備の基準

4

指定・許可を受けている事業所等の数（※1）	事業者の規模	業務管理体制の整備内容		
		法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	小	必要	—	—
20～99	中	必要	必要	—
100～	大	必要	必要	必要

※1 事業所等の数には、施設、介護サービス事業所と一体的に運営される介護予防サービス事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

# 届出様式及び提出期限

届出が必要となる事由		様式	提出期限
(新規)	業務管理体制の整備に関して届け出る場合  【介護保険法施行規則第140条の40第1項に定める事項】 1. 事業者の名称又は氏名、主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 2. 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 3. 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 4. 業務執行の状況の監査の方法の概要	様式第1号	遅滞なく
(変更)	事業所等の指定等により、届出先が変更した場合  ※この場合は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届けてください。 (例：市町村→県、県→地方厚生局への変更)		
(変更)	届出事項に変更があった場合  ※次の場合は変更の届出は必要ありません。 ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	様式第2号	

# 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

届出先区分		届出先
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者		
	事業者等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣（老健局）
	上記以外の事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
事業所等が1の都道府県内のみ所在する事業者		
	すべての指定事業所等が同一市町内に所在する事業者	市町村長
	上記以外の事業者	都道府県知事

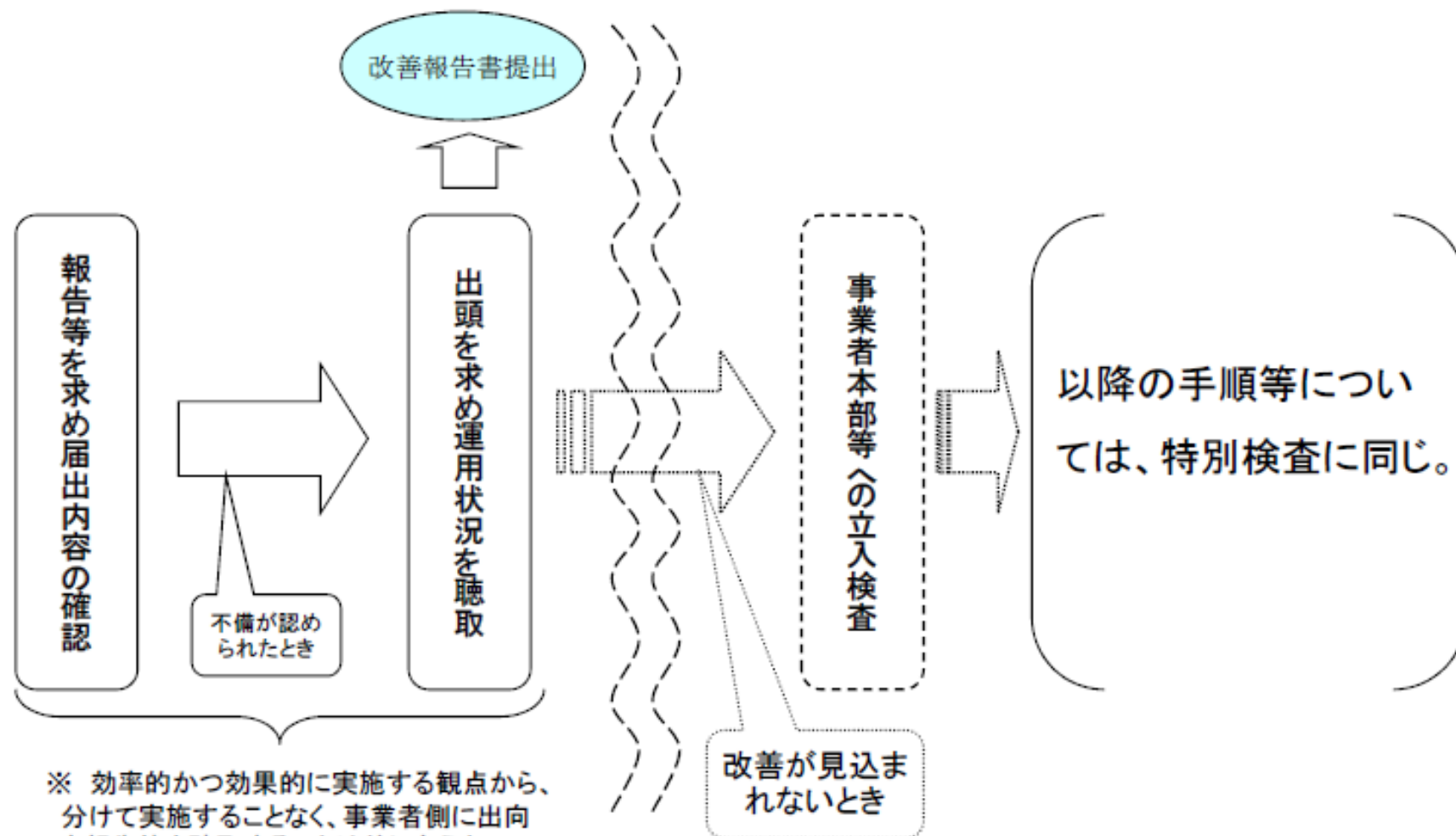


# 検査の概要

7

種類	時期	方法
<u>一般検査</u>	届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"><li>①法令遵守責任者の役割及びその業務内容</li><li>②業務が法令に適合することを確保するための規程の内容</li><li>③業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容</li></ul>
<u>特別検査</u>	指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。	<ul style="list-style-type: none"><li>①業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証</li><li>②指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証</li></ul>

## 【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施)

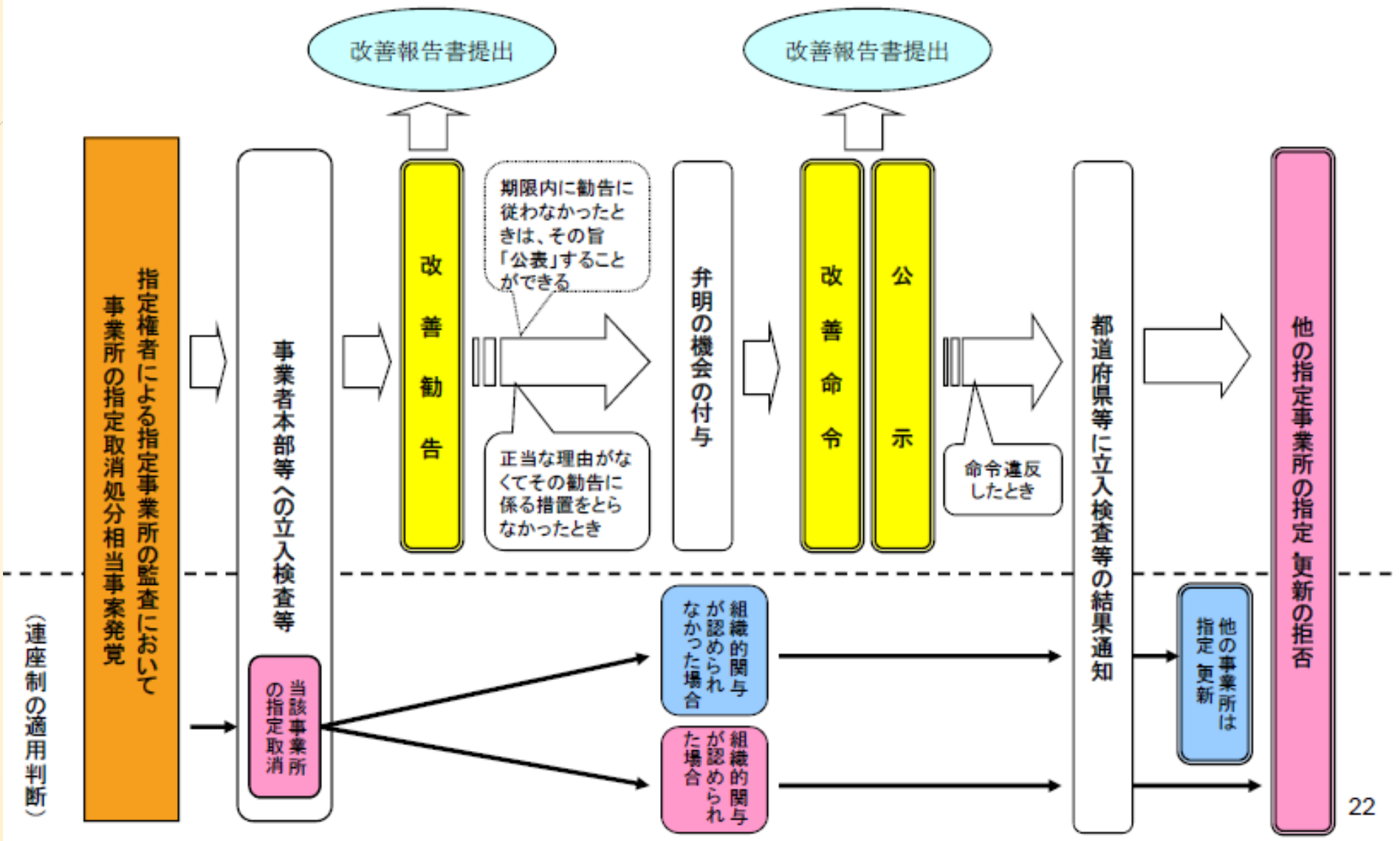


※ 効率的かつ効果的に実施する観点から、分けて実施することなく、事業者側に出向き報告等を聴取することは差し支えない。

ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。



# 【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



# 提出先

- (1) 届出先が広島市長である場合は、別に定める届出書を作成し、下記まで郵送又は持参してください。

〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指導係

- (2) 届出先がその他の行政機関となる場合は、各届出先をご確認の上、届け出てください。